様式１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和　　年　　月　　日    東京都災害廃棄物運搬業者申請書  （東京都八丈町　令和８年４月～６月）  　東京都知事　殿  住　　　所  代表者　　　名　　　称  代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印  住　　　所  代理人  名称(支店名等)  代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　印  八丈災害廃棄物の運搬業者の募集に、必要書類を添えて応募します。 | | |
| 公募区分 | 廃木材及び可燃性廃棄物（木くず等） | |
| 事業の概要 | 別紙「運搬概要説明書」のとおり | |
| 共　同　履　行 | 共同履行（協力会社）の有無　　（　　有　　・　　無　　）  ※　有の場合は、別紙「協力会社の一覧表」を提出してください。 | |
| 連　　絡　　先 | 担当者所属氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

注)　代理権限に基づき代理人が申請する場合、代表者欄の記載に加え代理人欄に必要事項を記載すること。なお、代理人の印を捺印する場合、代表者の印の捺印は省略できる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日  運搬概要説明書 （東京都八丈町　令和８年４月～６月） | | | | |
| 公募区分 | 廃木材及び可燃性廃棄物（木くず等） | | | |
| １　事業者名称 |  | | | |
| ２　車両台数 | ●●台 | | | |
| ３　運搬可能な  廃棄物の種類 | 廃木材　　・　　可燃性廃棄物（木くず等）  （いずれか又は両方に○を付けること） | | | |
| ３　運搬基数  　　　及び  　　運搬料金 | １往復当たり  コンテナの  最大運搬基数 | 埠頭・処理施設間を  ２往復以上できる片道距離※ | | 1基当たりの  運搬料金  **（税抜き）** |
| ～ｋｍを超え | ～ｋｍ以内 |
| 基 | ０ｋｍ |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |

様式２

※　埠頭及び処理施設の区間（約１．５時間以内に往復できる距離を想定）において、原則として２往復以上のコンテナ運搬を行える距離を記載すること。

また、往復とは、コンテナの運搬における「東京港（芝浦埠頭又は辰巳埠頭） ～ 処理施設」の往復をいう（東京港及び処理施設内における場内運搬に係る距離は合計で０．５ｋｍ程度を想定）。

注)　本書の作成に当たっては、「運搬概要説明書作成の留意事項」を参照すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４　車両の仕様 | 使用する車両について、以下のサイズを記入すること （同じサイズの車両が複数台ある場合は、１箇所のみ記入すること。） | | |
| 1 | 車両番号（複数台ある場合は全て記載すること） | |
|  | |
| 車両の全長 | ダンプアップ時の最大全長 |
| ｍ | ｍ |
| 車両の全幅 | ダンプアップ時の最大車高 |
| ｍ | ｍ |
| 2 | 車両番号（複数台ある場合は全て記載すること） | |
|  | |
| 車両の全長 | ダンプアップ時の最大全長 |
| ｍ | ｍ |
| 車両の全幅 | ダンプアップ時の最大車高 |
| ｍ | ｍ |
| 3 | 車両番号（複数台ある場合は全て記載すること） | |
|  | |
| 車両の全長 | ダンプアップ時の最大全長 |
| ｍ | ｍ |
| 車両の全幅 | ダンプアップ時の最大車高 |
| ｍ | ｍ |
| ４ | 車両番号（複数台ある場合は全て記載すること） | |
|  | |
| 車両の全長 | ダンプアップ時の最大全長 |
| ｍ | ｍ |
| 車両の全幅 | ダンプアップ時の最大車高 |
| ｍ | ｍ |

|  |  |
| --- | --- |
| 車両に係る幹事会社・協力会社の名称  （共同履行の場合のみ記載すること） |  |

注1)　共同履行の場合、「４　車両の仕様」は幹事会社・協力会社ごとに作成すること。

注2)　「４　車両の仕様」の欄が足りない場合は、様式をコピーして追加すること。

様式２別紙

協　力　会　社　の　一　覧　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 協力会社の名称 | 協力会社の所在地 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |
| ６ |  |  |
| ７ |  |  |
| ８ |  |  |
| ９ |  |  |
| １０ |  |  |

　注）本別紙は共同履行を行う場合のみ提出すること。

運搬概要説明書作成の留意事項

１　「２　車両台数」の記載について

本業務専用（船舶の停泊時間内に限り専用で使用するものを含む）に使用するコンテナ運搬車両の総台数を記載すること。

２　「３　運搬基数及び運搬料金」の記載について

⑴　処理施設は受託者が調達手続き等を行った後に確定するため、本募集時点では処理施設までの距離は未確定である。このため、埠頭及び処理施設の区間（約１．５時間以内に往復できる距離を想定）において、２往復以上のコンテナ運搬をできる最大の片道距離を算出し、当該距離内で運搬料金が変動する場合は、料金別に記載すること。

⑵　運搬料金は「税抜き」で記載し、埠頭及び都内処理施設の往復数及びコンテナの運搬基数に関わらず、運搬料金は同一であること。なお、コンテナの運搬料金の算出において、有料道路の使用に係る費用は含めないこと。

⑶　災害廃棄物に係る船舶は、芝浦埠頭又は辰巳埠頭のいずれかに到着する（同日中に芝浦埠頭と辰巳埠頭の両方に１隻ずつ到着することは原則無い）。このため、いずれか１つの埠頭に船舶が到着した場合に２往復以上のコンテナ運搬をできる距離を算出すること。

⑷　表の具体的な記載は、以下の記載例を参照すること。

（記載例）

・　コンテナを１基積みできる車両が１０台あり、一度に使用できる。このため、1往復で運べるコンテナ基数は１０基である。

・　埠頭・都内処理施設の距離が１５km以内であれば、埠頭と処理施設の区間について２往復以上のコンテナ運搬ができる。

・　運搬料金は、5ｋｍまでの距離ならば●●●円だが、5kmを超えると×××円に値上がりする。さらに1０ｋｍを超えると△△△円に値上がりする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ３　運搬基数  　　　及び  　　運搬料金 | １往復当たり  コンテナの  最大運搬基数 | 埠頭・処理施設間を  ２往復以上できる片道距離※ | | 1基当たりの  運搬料金  **（税抜き）** |
| ～ｋｍを超え | ～ｋｍ以内 |
| １０基 | ０ｋｍ | ５ｋｍ | ●●●円 |
| ５ｋｍ | １０ｋｍ | ×××円 |
| １０ｋｍ | １５ｋｍ | △△△円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |

３　共同履行を行う場合の記載方法について

複数の事業者で共同履行を行う場合は、以下のとおり記載すること。

⑴　「１　事業者名称」の記載について

名称は「　【幹事会社名】　外○社　」と記載すること。

（例）　幹事会社：A社、協力会社：B社、C社、D社　の共同履行を行う場合

　　　　　→　「　A社　外３社　」

⑵　「２　車両台数」の記載について

各事業者の使用する車両台数の合計台数を記載すること。

⑶　「３　運搬基数及び運搬料金」の記載について

幹事会社及び協力会社の運搬料金は、同一とすること。また、１往復当たりコンテナの最大運搬基数については、個々の事業者の数量ではなく、各事業者が共同履行した場合の合計を記載すること。